

奥州市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月14日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成29年2月15日から17日まで

本監査 平成29年2月20日

(2) 監査の対象とした部課等名

農林部

農政課、農地林務課、衣川防災ダム管理所及び各総合支所産業振興課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成27年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等（機関）名 | 監査の結果 |
|-------------|-------------------------------------|
| 農政課 | 財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。 |
| 農地林務課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川防災ダム管理所 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 江刺総合支所産業振興課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢総合支所産業振興課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢総合支所産業振興課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川総合支所産業振興課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

農林部農政課

- (1) 補助金事務において、補助金交付要綱に定める補助額であることを確認できる資料が交付申請書に添付されていないものが7件、交付申請書に添付すべき収支予算書の添付もれや記載誤りがあるものが2件、補助金交付要綱に定める実施状況に関する報告書が補助事業者から提出されていないものが1件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。
- (2) 服務事務において、年次休暇、振替の記載もれや記載誤りがあるなど出勤簿の記載内容に不備があるものが11件、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。